

令和7年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
畜産課	近江牛インバウンド等消費拡大推進業務	近江牛インバウンド等消費拡大推進業務委託	令和7年9月8日～令和8年3月10日	株式会社クリエテ関西	18,590,000	当該事業における受託事業者選定に当たっては、インバウンドや県外旅行者に効果的にアプローチするための専門的な知識・ノウハウや、試食会開催やプロモーション活動についての企画力、デザイン能力、発信力の高さを重点的に評価する必要があり、競争入札には適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
水産課	しがの漁業担い手研修支援事業委託	漁業就業希望者を対象とした就業相談および漁業研修の実施	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (第1四半期分)	滋賀県漁業協同組合連合会	10,950,000	琵琶湖各地の漁業情報を保有し、また、国の長期研修の受け入れ機関であることから、代替し得る者がいないため。	2	3イ
水産課	湖魚食材消費応援事業委託	消費者に湖魚を食べる機会を提供すると同時に水産業者の収益確保および生産・供給体制の維持	令和7年6月27日～令和8年3月27日 (第1四半期分)	株式会社フラン	8,299,500	県内における様々な団体の発掘やマッチングが必要であり、より優れた者との契約を締結するため競争入札には適ないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
水産課	滋賀県水産試験場本館等整備CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託	滋賀県水産試験場本館等の整備にあたり、建設技術等の専門知識や経験に基づいた支援、助言、提案等をうけるためのコンストラクション・マネジメント業務委託	令和7年7月14日～令和8年9月30日	株式会社プラスPM	33,000,000	本事業は市場調査や要求水準書の作成などの業務内容が含まれており、委託業者の業務遂行能力や企画力を評価する必要があるため、競争入札には適ないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 *債務負担行為を含む契約	2	4
耕地課	令和7年度国際会議レセプション等および国内シンポジウム開催支援業務委託	国際会議INWEPF”および”国内シンポジウム語り部交流会”の開催支援業務	令和7年9月23日～令和8年3月27日	びわ湖放送株式会社	6,750,700	本業務は、国際会議にかかるレセプション、および国内シンポジウムの企画運営などを行う業務であり、企画力や国際儀礼に精通するなど、プロジェクトマネジメント能力が求められる。そのため、見積価格だけではなく、独自性など総合的な能力から落札者を決定する必要がある。よって、競争入札には適ないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農村振興課	令和7年度22号上御殿 遺跡発掘調査委託	発掘調査委託	令和7年9月1日～令和8年7月31日	公益財団法人滋賀県文 化財保護協会	79,546,500	埋蔵文化財は高い公共性を有することから、記 録保存を前提とした発掘調査(整理調査含む) 【以下発掘調査】は公共機関等が原則実施する こととなっている。しかし、県にはその体制はな く、代わりにこれらを実施するために公益財団法 人滋賀県文化財保護協会が設置されている。協 会はこれまで県が主体となる発掘調査のすべて を受託しており、県内の歴史文化等に精通し、かつ 発掘経験の豊富な人材有する。加えて、県内 には発掘調査を主たる業務とする事業者が他に 存在しないことから、他に代替し得る者がいない ため。 *債務負担行為を含む契約	2	3イ
高島農業農村振 興事務所	上安曇I期地区上御殿 遺跡発掘調査その1委 託	上安曇I期地区遺跡発 掘調査委託	令和7年9月16日～令和8年6月15日	公益財団法人滋賀県文 化財保護協会	45,987,700	埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護のために 文化財保護法に基づき実施する措置であり、適 切な調査の実施には専門的な知識や施術が必 要となり、他に代替し得る者がいないため。 *債務負担行為を含む契約	2	3イ